

氏 名 梅 山 佐 和
学 位 の 種 類 博士 (社会学)
学位授与年月日 2010年3月31日
学位論文の題名 児童自立支援施設における処遇上の制限に関する研究

【論文内容の要旨】

本論文は、3編7章と結論とで構成されており、要旨は以下のとおりである。

児童福祉施設でありながら非行少年の処遇を行っている児童自立支援施設は、児童福祉施設であるがために、家庭裁判所の決定による「強制的措置」を除いては、「自由の制限」が明確には認められてはいない。しかし、実際には多様な制限が行われている。そこで、児童自立支援施設における処遇上の制限の実態を明らかにし、それについて国際人権規程などを基準として人権の視点から検討することで、制限の意義と限界および判断基準の提示を行うものである。

第1編「児童自立支援施設の特性と新たな位置づけ」では、第1に、制度面の検討により、児童自立支援施設には、児童養護施設など他の児童福祉施設で「処遇困難」とされた子どもや、少年院に送致される可能性のある事件を起こした子どもなど、支援を自ら求めず無断で施設から出て行く可能性のある子どもが入所していることが確認された。さらに、そのような子どもを拘禁ではない方法で施設内に留め置き、自立に向けて処遇することが期待されているため、他の児童福祉施設とは異なる、特別な監護体制が求められると考えられること。

第2に、実態面の検討により、開放的で家庭的な雰囲気の中、職員が子どもとともに生活し、「育ちに寄り添う」と表現される処遇が行われる一方、特別な監護体制を表現する「枠のある生活」の中で、空間・時間に関わるものなど様々な制限が行われていることを明らかにした。

第3に、児童自立支援施設は、たとえ物理的に逃げるのが可能であっても、逃げれば連れ戻しが行われ、制度上も実態としても、「自らの意思で立ち去ることの許されない」施設である、「拘禁施設」に該当することを示した。さらに、児童自立支援施設は、逃げることを防ぐための扉や柵はなく、監視は最小限であること、生活単位が少人数であることという特性を持ち、「開放拘禁施設」として位置づけられる可能性があることを明らかにした。

第2編「児童自立支援施設における処遇上の制限の実際」においては、第1に、発達や状態に合わせて、権利行使を制限すべき場合があること。子どもの自由については、「公共の福祉」や「国の安全」、「公の秩序」、「公衆の健康」に加えて、本人の最善の利益を確保することを理由に制限される場合があると考えられること、およびそれには親権・監護権が深く関わることを示した。また、そのための「自由の制限」の要件、判断基準の明確化が求められることを示した。

第2に、児童自立支援施設における処遇上の制限に関する調査により、「人身の自由に関わる制限」として「外出制限（施設外、寮外）」、「施錠（寮、居室、個別処遇時）」、「居室への出入制限」、「教育を受ける権利に関わる制限」として「登校制限」、「参加の自由に関わる制限」として「参加強制（作業、運動・文化活動）」、「通信・面会の自由に関わる制限」として「通信制限（電話、手紙）」、「面会制限」、「表現の自由に関わる制限」として「髪型制限」、「服装制限」、「私物保持・プライバシーの保護に関わる制限」として、「所持品制限」、「所持品検査」、「ボディチェック」、「監視（入浴）」、「余暇・マスメディアへのアクセスに関わる制限」として「テレビ視聴制限」、「交流する権利に関わる制限」として「男女交際・交流制

限]、「懲戒・強制力の行使」として「ホールディング」]、「懲戒」が行われていること、およびそれらの実施方法と実施状況を明らかにした。

第3編「児童自立支援施設における処遇上の制限の意義と限界」においては、調査により、制限の実施項目とそれらの実施方法・実施状況を明らかにした。また、処遇上葛藤が生じやすいと考えられる「手紙の開封・閲覧」と「ボディチェック」の2場面について、制限の実施についての妥当性を考察し判断基準を例示した。

【論文審査の結果の要旨】

本論文は、児童福祉施設として最も古く100年以上の歴史を持つ児童自立支援施設について、少年非行対応の厳罰化傾向や、福祉分野の自己責任論の台頭などの現状の中で、福祉施設であり開放施設であると主張しつつ、実際には様々な制限を設け、問題の整理が行われていない同施設の自由の制限問題に、果敢に取り組んだ成果である。

外部者、特に研究者が接近するのが難しい施設内での権利侵害について、7年という歳月をかけて、特に中国地区5県の施設からの絶大な信頼を背景に、調査し理論化を果たし、現場に還元しようとする意欲作であり、先行研究も無く、努力と意欲にあふれた研究である。

特に、子どもの多様な権利保障体系を整理し、施設の子どもの制限のどこに課題があるかを明らかにした上で、児童自立支援施設を国際基準上の「開放拘禁施設」と位置づけたこと。

そのための、「開放的拘禁」つまり自由にそこから立ち去ることが許されないことから生じ得る人権侵害と、それ故に適切な処遇が求められることを、明らかにしたこと。精緻な実態調査に基づき、拘禁的側面や、プライバシー、所持品や情報へのアクセスなど、多様な権利侵害の側面を明らかにしたこと。その権利侵害が許容されるかどうかの基準を明らかにし、その場合の、判断基準を明らかにし、そのことを施設現場の職員にフィードバックし、現場の見解とのすりあわせを行っていること。など、理論的整理と、実態調査と、その理論化に加えて、現場への還元も果たした、骨太の論文である。

今後の課題として、国際人権規程の国内法的拘束力の違いに基づく権利性の根拠の扱いの再吟味。自由の制限の当否についての基準、特に集団の安定に着目する場合の基準の正当性、ソーシャルワークとしての支援目的や手法上の価値や自己決定と、「枠のある生活」に見られるパターン的な介入との整理などの論点も残るが、これらの課題も、本論文の完成によりはじめて議論の遡上にのぼる未開拓な論点でもあり、本論文の先進性を表すものと評価できる。

以上により、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

【試験または学力確認の結果の要旨】

2010年6月17日午後3時から、立命館大学産業社会学部大会議室において、主査副査全員出席の下、公聴会形式での審査を行った。

本人による概要の説明後、まず第1編に関して、児童自立支援施設における自由の制限に関する問題の所在、その問題を検討する視点として、国内の法源にとどまらず国際法や人権規則なども視野に入れて精緻に検討されている点が確認され、特に「開放拘禁施設」の定義をめぐって法学的視点を中心とした質問が行われ、明快的な回答がなされた。

ついで、第2編に関して、約7年にわたる児童自立支援施設の現場での調査に基づく自由の制限課題抽

